

ミュージアム知覧条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

南九州市長 塗木 弘 幸

南九州市条例第21号

ミュージアム知覧条例の一部を改正する条例

ミュージアム知覧条例（平成19年南九州市条例第181号）の一部を次のように改正する。

別表第1 観覧料の表常設展示の部大人（高校生以上）の項中「300円」を「400円」に、「280円」を「350円」に改め、同表知覧特攻平和会館との共通観覧券の部大人（高校生以上）の項中「600円（ミュージアム知覧分 250円・知覧特攻平和会館分 350円）」を「1,000円（ミュージアム知覧分 330円・知覧特攻平和会館分 670円）」に改め、同表同部小人（小・中学生）の項中「400円（ミュージアム知覧分 150円・知覧特攻平和会館分 250円）」を「500円（ミュージアム知覧分 170円・知覧特攻平和会館分 330円）」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。